荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

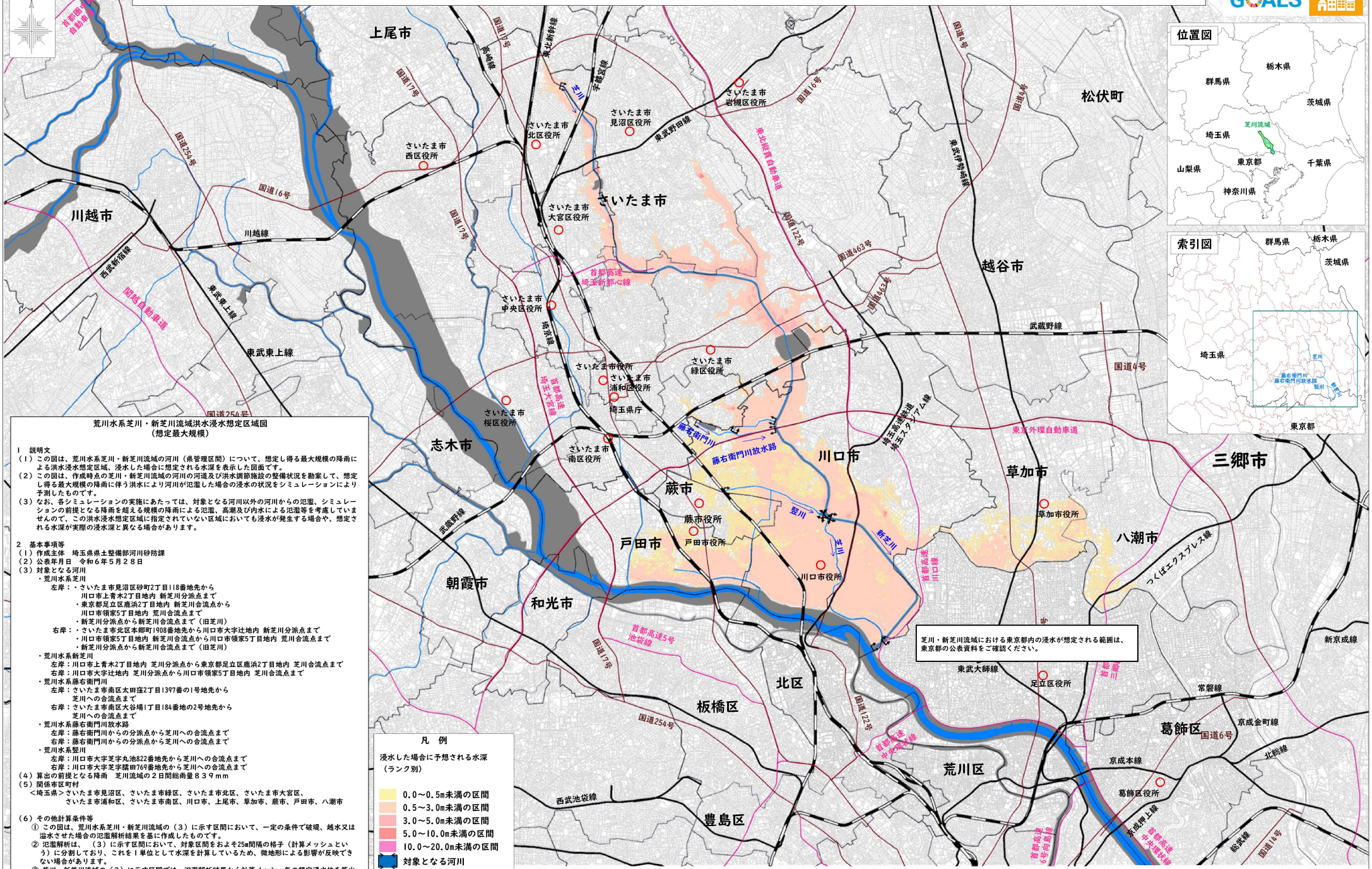

荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）

1　説明文

（1）この図は、荒川水系芝川・新芝川流域の河川（県管理区間）について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この図は、作成時点の芝川・新芝川流域の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、各シミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系芝川

左岸：・さいたま市見沼区砂町2丁目118番地先から
川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで
・東京都足立区鹿浜2丁目地内 新芝川合流点から
川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
・新芝川分派点から新芝川合流点まで（旧芝川）

右岸：・さいたま市北区本郷町1908番地先から川口市大字辻地内 新芝川分派点まで
・川口市領家5丁目地内 新芝川合流点から川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
・新芝川分派点から新芝川合流点まで（旧芝川）

・荒川水系新芝川

左岸：川口市上青木2丁目地内 芝川分派点から東京都足立区鹿浜2丁目地内 芝川合流点まで

右岸：川口市大字辻地内 芝川分派点から川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで

・荒川水系藤右衛門川

左岸：さいたま市南区太田窪2丁目1397番の1号地先から
芝川への合流点まで

右岸：さいたま市南区大谷場1丁目184番地の2号地先から
芝川への合流点まで

・荒川水系藤右衛門川放水路

左岸：藤右衛門川からの分派点から芝川への合流点まで

右岸：藤右衛門川からの分派点から芝川への合流点まで

・荒川水系竪川

左岸：川口市大字芝字丸池822番地先から芝川への合流点まで

右岸：川口市大字芝字臨田769番地先から芝川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　芝川流域の２日間総雨量８３９ｍｍ

（5）関係市区町村

＜埼玉県＞さいたま市見沼区、さいたま市緑区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、
さいたま市浦和区、さいたま市南区、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市

（6）その他計算条件等

① この図は、荒川水系芝川・新芝川流域の（３）に示す区間において、一定の条件で破堤、越水又は溢水させた場合の氾濫解析結果を基に作成したものです。

② 氾濫解析は、（３）に示す区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを１単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

③ 芝川・新芝川流域の（３）に示す区間では、氾濫解析結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

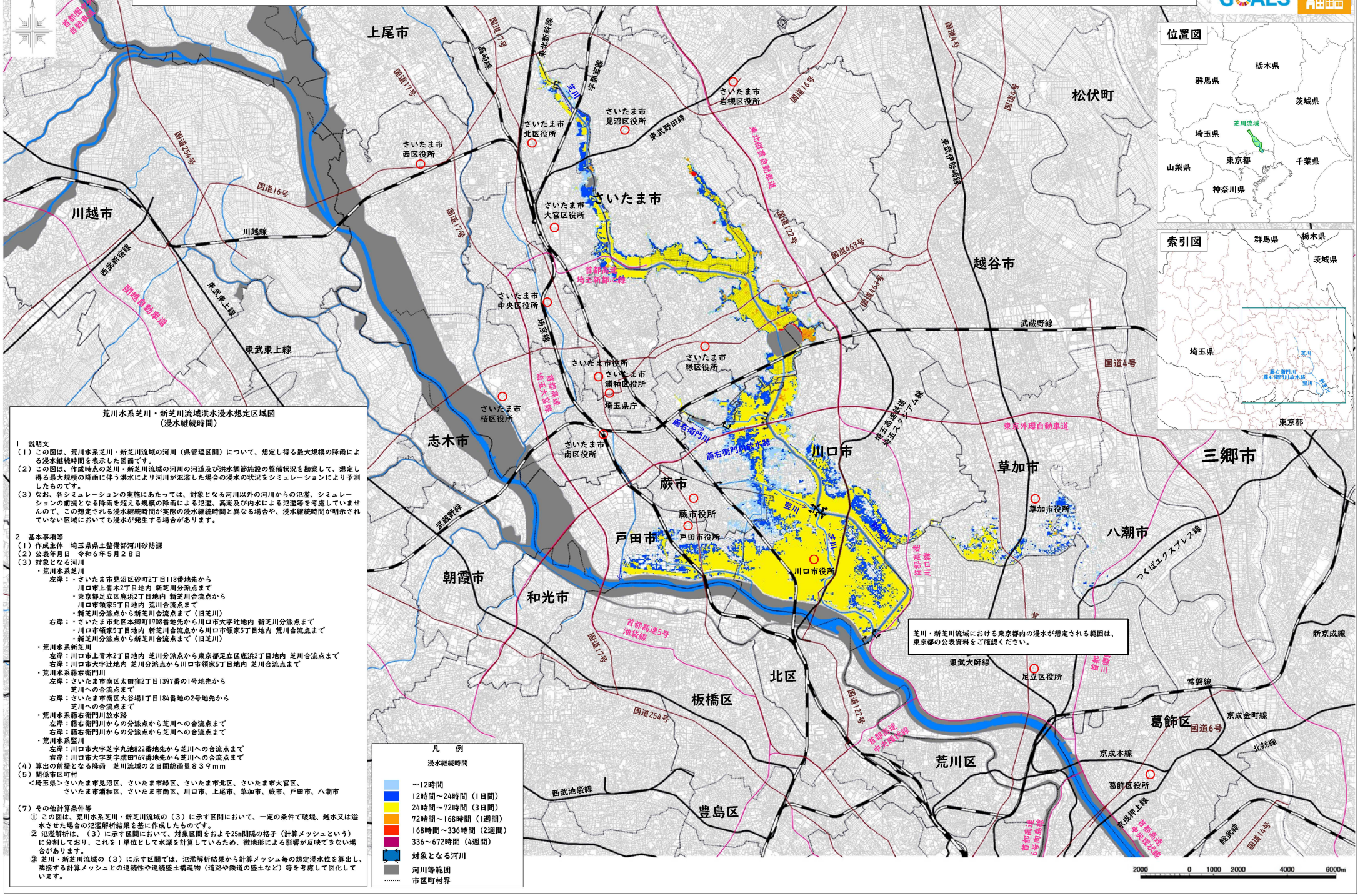

芝川・新芝川流域における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

凡　例

浸水継続時間

- ～12時間
- 12時間～24時間（1日間）
- 24時間～72時間（3日間）
- 72時間～168時間（1週間）
- 168時間～336時間（2週間）
- 336～672時間（4週間）
- 対象となる河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図
（浸水継続時間）

1　説明文

（1）この図は、荒川水系芝川・新芝川流域の河川（県管理区間）について、想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間を表示した図面です。

（2）この図は、作成時点の芝川・新芝川流域の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、各シミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系芝川

左岸：・さいたま市見沼区砂町2丁目118番地先から
川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで
・東京都足立区鹿浜2丁目地内 新芝川合流点から
川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで
・新芝川分派点から新芝川合流点まで（旧芝川）

右岸：・さいたま市北区本郷町1908番地先から川口市大字辻地内 新芝川分派点まで
・川口市領家5丁目地内 新芝川合流点から川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで
・新芝川分派点から新芝川合流点まで（旧芝川）

・荒川水系新芝川

左岸：川口市上青木2丁目地内 芝川分派点から東京都足立区鹿浜2丁目地内 芝川合流点まで

右岸：川口市大字辻地内 芝川分派点から川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで

・荒川水系藤右衛門川

左岸：さいたま市南区太田窪2丁目1397番の1号地先から
芝川への合流点まで

右岸：さいたま市南区大谷場1丁目184番地の2号地先から
芝川への合流点まで

・荒川水系藤右衛門川放水路

左岸：藤右衛門川からの分派点から芝川への合流点まで

右岸：藤右衛門川からの分派点から芝川への合流点まで

・荒川水系竪川

左岸：川口市大字芝字丸池822番地先から芝川への合流点まで

右岸：川口市大字芝字膳田769番地先から芝川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　芝川流域の２日間総雨量８３９ｍｍ

（5）関係市区町村

＜埼玉県＞さいたま市見沼区、さいたま市緑区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、
さいたま市浦和区、さいたま市南区、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市

（7）その他計算条件等

① この図は、荒川水系芝川・新芝川流域の（3）に示す区間において、一定の条件で破堤、越水又は溢水させた場合の氾濫解析結果を基に作成したものです。

② 氾濫解析は、（3）に示す区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを１単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

③ 芝川・新芝川流域の（3）に示す区間では、氾濫解析結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

該当なし

荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

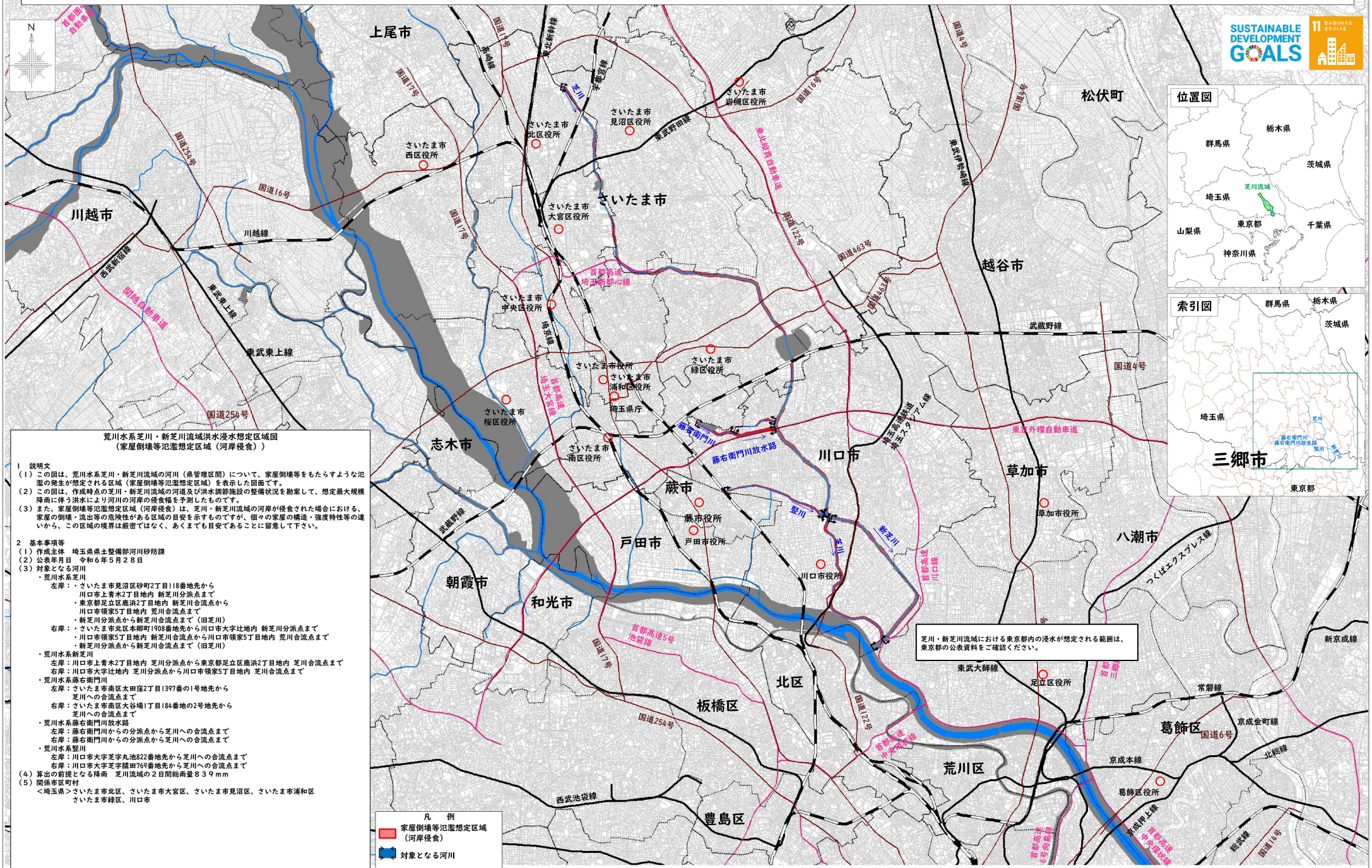

芝川・新芝川流域における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

1　説明文

（1）この図は、荒川水系芝川・新芝川流域の河川（県管理区間）について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この図は、作成時点の芝川・新芝川流域の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により河川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、芝川・新芝川流域の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系芝川

左岸：・さいたま市見沼区砂町2丁目118番地先から
川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで
・東京都足立区鹿浜2丁目地内 新芝川合流点から
川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
・新芝川分派点から新芝川合流点まで（旧芝川）

右岸：・さいたま市北区本郷町1908番地先から川口市大字辻地内 新芝川分派点まで
・川口市領家5丁目地内 新芝川合流点から川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
・新芝川分派点から新芝川合流点まで（旧芝川）

・荒川水系新芝川

左岸：川口市上青木2丁目地内 芝川分派点から東京都足立区鹿浜2丁目地内 芝川合流点まで

右岸：川口市大字辻地内 芝川分派点から川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで

・荒川水系藤右衛門川

左岸：さいたま市南区太田窪2丁目1397番の1号地先から
芝川への合流点まで

右岸：さいたま市南区大谷場1丁目184番地の2号地先から
芝川への合流点まで

・荒川水系藤右衛門川放水路

左岸：藤右衛門川からの分派点から芝川への合流点まで

右岸：藤右衛門川からの分派点から芝川への合流点まで

・荒川水系竪川

左岸：川口市大字芝字丸池822番地先から芝川への合流点まで

右岸：川口市大字芝字臨田769番地先から芝川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　芝川流域の２日間総雨量８３９ｍｍ

（5）関係市区町村

＜埼玉県＞さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市見沼区、さいたま市浦和区
さいたま市緑区、川口市

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図（計画規模）

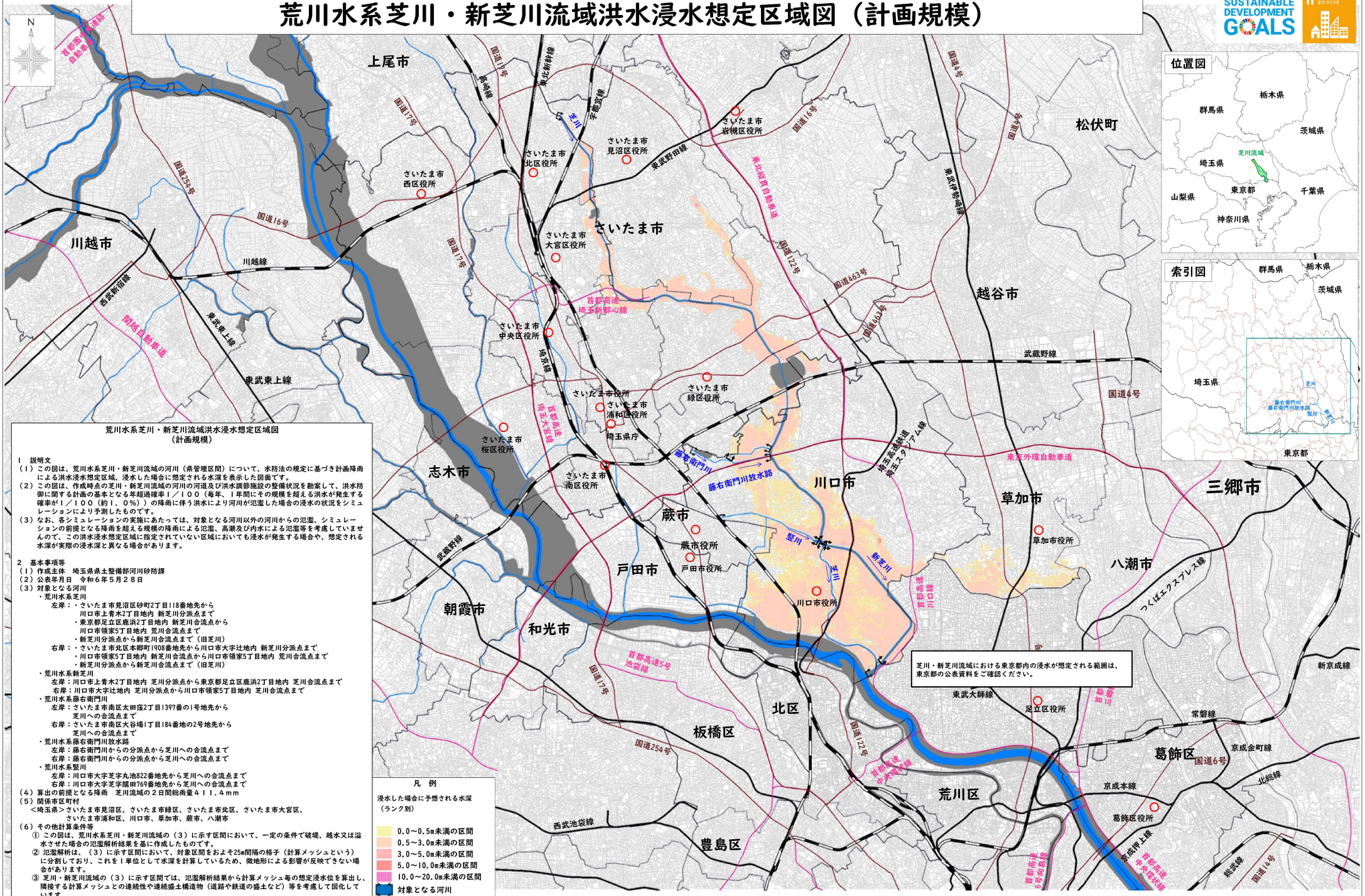

芝川・新芝川流域における東京都内の浸水が想定される範囲は、東京都の公表資料をご確認ください。

荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域図
（計画規模）

1　説明文

（1）この図は、荒川水系芝川・新芝川流域の河川（県管理区間）について、水防法の規定に基づき計画降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この図は、作成時点の芝川・新芝川流域の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率１／１００（毎年、１年間にその規模を超える洪水が発生する確率が１／１００（約１．０％））の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、各シミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

（1）作成主体　埼玉県県土整備部河川砂防課

（2）公表年月日　令和６年５月２８日

（3）対象となる河川

・荒川水系芝川

左岸：・さいたま市見沼区砂町2丁目118番地先から
川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで
・東京都足立区鹿浜2丁目地内 新芝川合流点から
川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
・新芝川分派点から新芝川合流点まで（旧芝川）

右岸：・さいたま市北区本郷町1908番地先から川口市大字辻地内 新芝川分派点まで
・川口市領家5丁目地内 新芝川合流点から川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
・新芝川分派点から新芝川合流点まで（旧芝川）

・荒川水系新芝川

左岸：川口市上青木2丁目地内 芝川分派点から東京都足立区鹿浜2丁目地内 芝川合流点まで

右岸：川口市大字辻地内 芝川分派点から川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで

・荒川水系藤右衛門川

左岸：さいたま市南区太田窪2丁目1397番の1号地先から
芝川への合流点まで

右岸：さいたま市南区大谷場1丁目184番地の2号地先から
芝川への合流点まで

・荒川水系藤右衛門川放水路

左岸：藤右衛門川からの分派点から芝川への合流点まで

右岸：藤右衛門川からの分派点から芝川への合流点まで

・荒川水系竪川

左岸：川口市大字芝字丸池822番地先から芝川への合流点まで

右岸：川口市大字芝字隠田769番地先から芝川への合流点まで

（4）算出の前提となる降雨　芝川流域の２日間総雨量４１１．４ｍｍ

（5）関係市区町村

＜埼玉県＞さいたま市見沼区、さいたま市緑区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、
さいたま市浦和区、川口市、草加市、蕨市、八潮市

（6）その他計算条件等

① この図は、荒川水系芝川・新芝川流域の（３）に示す区間において、一定の条件で破堤、越水又は溢水させた場合の氾濫解析結果を基に作成したものです。

② 氾濫解析は、（３）に示す区間において、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割しており、これを１単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

③ 芝川・新芝川流域の（３）に示す区間では、氾濫解析結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

凡　例

浸水した場合に予想される水深
（ランク別）

- 0.0～0.5m未満の区間
- 0.5～3.0m未満の区間
- 3.0～5.0m未満の区間
- 5.0～10.0m未満の区間
- 10.0～20.0m未満の区間
- 対象となる河川
- 河川等範囲
- 市区町村界

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）